多久市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の２割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を図るため、化学肥料の使用量の２割低減に向けた取組を実践する農業者が組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、予算の範囲内で多久市肥料価格高騰対策事業補助金を交付するものとし、その交付にあたっては、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５５号農林水産事務次官依命通知）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局⻑通知）の定めによるほか、多久市補助金交付規則（昭和４４年多久市規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費及び補助率等）

第２条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表１に定めるとおりとする。

２　取組実施者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

　(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(２)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　(３)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　(４)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(５)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(６)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(７)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している

　　者

３　取組実施者は、前項の第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

　（補助金の交付申請）

第３条　取組実施者は、補助金の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１)　多久市肥料価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第１号）

(２)　化学肥料低減計画書（様式第２号）

(３)　多久市肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）（様式第３号）

(４)　多久市肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿（様式第４号）

(５)　多久市肥料価格高騰対策事業補助金振込口座申出書（様式第５号）

(６)　所要額の算出根拠となる証拠書類

(７)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第４条　市長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、多久市肥料価格高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第６号）により、速やかに通知するものとする。

　（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(２)　補助金の交付の決定を受けた事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表１に掲げる重要な変更以外の変更については、この限りではない。

(３)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(４)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(５)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

２　取組実施者は、前項第２号の規定により変更の承認を受けようとする場合は、多久市肥料価格高騰対策事業補助金変更承認申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第６条　第４条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた取組実施者は、補助事業完了後３０日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月３１日（補助金の全額を概算払で交付された場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の４月３０日）のいずれか早い日までに多久市肥料価格高騰対策事業補助金実績報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　交付の申請をした取組実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、参加農業者毎に当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　交付の申請をした取組実施者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を多久市肥料価格高騰対策事業補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第９号）により速やかに市⻑に報告するとともに、市⻑の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第７条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定するとともに、速やかに多久市肥料価格高騰対策事業補助金確定通知書（様式第１０号）により取組実施者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　取組実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、多久市肥料価格高騰対策事業補助金交付請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに取組実施者に対して補助金を交付するものとする。

　（取組の中間報告等）

第９条　取組実施者は、多久市肥料価格高騰対策事業補助金取組中間報告書（様式第１２号）により、令和５年１２月末日までに市長に取組中間報告書を提出しなければならない。

２　前項の提出を受けた市長は、その内容が適切なものであるかどうかを確認するものとする。

　（事業実施状況報告）

第１０条　取組実施者は、参加農業者が作成する化学肥料低減実施報告書（様式第１３号）をもとに、多久市肥料価格高騰対策事業補助金取組実施状況報告書（様式第１４号）を作成し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

２　取組実施者は、化学肥料低減実施報告書等、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。

　（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

　　　附　則

この要綱は、令和４年１１月　　日から適用する。

別表1（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 対象経費 | 補助率 | 重要な変更 |
| 肥料価格高騰対策事業補助金 | 国が作成した肥料価格高騰対策事業実施要領に定める取組実施者を通じて、同実施要領に基づき化学肥料の２割低減に向けて取り組む参加農業者に対し補助金を交付する取組 | 国が定める実施要領に基づき取組実施者に対し、多久市が補助する経費令和４年６月から令和５年５月末までの間に適用された価格で参加農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料購入費（当年肥料費）のうち前年からの肥料費上昇分に係る経費の一部とし、具体的には下記の方法により算定する。【秋肥（令和４年６月～１０月購入肥料）】補助金額=(当年の肥料費-(当年の肥料費÷上昇率÷０．９))×０．３以内【春肥（令和４年１１月～令和５年５月購入肥料）】補助金額=(当年の肥料費-(当年の肥料費÷上昇率÷０．９))×０．３以内※補助金額は参加農業者ごとに算定したものの総額を限度とする。※上昇率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。※支援の対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」が適用され、銘柄が国又は県に登録若しくは届出されているものとする。 | 定額補助とする。 | １取組実施者の変更２補助事業の中止又は廃止３取組実施者における補助金の増減 |